

ケース 算定基礎届作成で給与支給日が変更になった場合の記入方法

Q 算定基礎届の支給月で6月分給与を当月払いから翌月払いに変更した場合の6月支給月の支給額の入力はどうしたらよいですか。

A 算定基礎届では4、5、6月に支払われた給与を入力することになります。よって、6月に支払われた給与が無い場合6月給与の金額欄は空欄となります。

(説明)

算定基礎届に記入する支給額は4、5、6月に支払われた給与です。

上記のケースは、4、5月給与は当月締めの当月28日払いでしたが、6月給与は当月締めの翌月10日払いに変更になりました。つまり、6月中に支払われた給与がありませんので算定基礎届の6月欄は空欄となります。その為、4、5月で算定が行われます。

算定基礎届の「9.その他」欄に「6月給与は7月10日に支給日を変更」などと説明を入力してください。

例 4月分給与 4月20日締め 4月28日払い

5月分給与 5月20日締め 5月28日払い

6月分給与 6月20日締め 7月10日払い

(確認機関) こもろ年金事務所